

基安労発 0424 第 3 号  
平成 24 年 4 月 24 日

社団法人日本作業環境測定協会事務局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

平成 24 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

平素より労働衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」が別添 1 のとおり実施されますので、貴会におかれましても、労働者の健康の保護の観点から、会員事業場等に対し、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨に添った取組の推進等について周知啓発されますとともに、職場の受動喫煙防止対策に関連する事業の積極的な推進に努められますようお願い申し上げます。なお、職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度につきましても、当方におきましても別添 2 のとおり実施しておりますので、活用を図られたく併せて周知をお願い申し上げます。

## 平成24年度「禁煙週間」実施要綱

## 1 名 称

平成24年度「禁煙週間」

## 2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

厚生労働省において実施している「健康日本21」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出しているところである。

平成24年度においては、喫煙及び受動喫煙による健康被害等についての普及啓発に加え、今年度の世界禁煙デーのテーマである「たばこ産業の干渉を阻止しよう」についても、普及啓発を積極的に行うものである。

## 3 禁煙週間のテーマ

「命を守る政策を！」

(参考) WHOのテーマ：「たばこ産業の干渉を阻止しよう」

(Stop Tobacco Industry Interference)

## 4 期 間

平成24年5月31日（木）から平成24年6月6日（水）まで

## 5 主 唱

厚生労働省、(社)日本医師会(予定)、(社)日本歯科医師会(予定)、  
(社)日本薬剤師会(予定)、(社)日本看護協会(予定)、  
たばこと健康問題NGO協議会(予定)、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター(予定)

## 6 協力機関

(財)がん研究振興財団、(財)結核予防会、(財)健康・体力づくり事業財団、  
(財)日本公衆衛生協会、(財)日本心臓財団、(財)日本対がん協会

## 7 本週間に実施する事項

### (1) 厚生労働省における取組

厚生労働省及び附属機関は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

#### ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念シンポジウムの開催(東京及び地方)

#### イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(庁舎内全面禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
- ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用ちらしを配布し、受動喫煙防止対策の実施について協力を呼びかける

#### ウ その他

### (2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

#### ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示  
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。)

- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発

#### イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

#### ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底(事務室内禁煙等)
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

#### エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施(健診会場での実施等)
- ・禁煙普及員の養成及び周知

#### オ その他

# 受動喫煙防止の取組を応援します

(別添2)

～ 職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援 ～

健康への悪影響が明らかになっている受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業者強く求められています。厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止の取組を以下の事業により応援します。

## 1 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施しています。また、ご要望に応じ実地指導も行います。

- 費用 : **無料** (電話相談、実地指導どちらも)
- 相談ダイヤル\* : **(H24.5月上旬まで) 03-3213-1012** (事業実施機関: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)  
**(H24.5月中旬から) 050-3537-0777**

※電話番号の詳細な変更時期については厚生労働省ホームページをご確認くださいませよう願いたします。

具体的な対策の仕方が分からないという相談から受け付けていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

## 2 たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

効果的な受動喫煙対策のためには、職場の空気環境を確認することが必要です。そこで、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を貸し出します。

- 貸出費用 : **無料** (往復の送料のみ自己負担)
- 申込受付ダイヤル : **03-5625-4296** (事業実施機関: 柴田科学株式会社)

貸出機器の使い方の問合せも受け付けています。どうぞご利用ください。



## 3 受動喫煙防止対策助成金 (業種の限定があります)

- 対象事業主 : 旅館業、料理店又は飲食店を営する中小企業事業主の方
- 助成対象 : 喫煙室の設置 や 喫煙エリアの換気改善のための費用
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/4 (上限200万円)
- お問い合わせ先 : **各都道府県労働局健康主務課**



厚生労働省・都道府県労働局

詳細については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>) も参照願いたします。